

野田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和8年5月1日付けで提出された野田市職員措置請求書について、同条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月30日

野田市監査委員	森 下 芳 夫
同	齊 藤 清 春
同	木 名 瀬 宣 人

野田市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和8年6月29日

野田市監査委員

第1 請求の受理

1 請求人

[REDACTED]

2 請求の要旨

(ほぼ「請求書」原文のまま記載)

1. 請求の要旨

(1) 違法不当の事実

- ① 野田市は、令和7年度における「野田市自治会等交付金」を市内自治会（354団体）に対して金16,512,000円を、以下3回に分けて違法不当に支出した。（事実証明1）
 - 一回目、令和7年11月28日、15,057,200円
 - 二回目、令和7年12月24日、1,175,600円
 - 三回目、令和8年2月24日、279,200円
- ② 野田市は、令和7年度における「野田市自治会長等報償金」を市内自治会及び文書配布団体（対象団体386、対象人数414）に対して金25,042,632円を、以下2回に分けて違法不当に支出した。（事実証明2）
 - 一回目、令和8年3月31日、24,967,488円
 - 二回目、令和8年3月31日、75,144円

- (2) 野田市長は、野田市内自治会に支給した令和7年度「野田市自治会等交付金」の総額及び野田市内自治会及び文書配布団体に支給した令和7年度「野田市自治会長等報償金」の総額の合計金額41,554,632円の返還請求と徴収を違法不当に怠っている。

2. 違法不当とする理由

- (1) 「野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則」（以下、交付規則）第10条第1項は「自治会長等及び補助員は、世帯数に変更があったときは別に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない」と定めている。
しかし、野田市長は「交付規則」第10条に定められた事務を適正に行っていないことは、以下の①～⑥の事実から明らかである。
 - ① 野田市は令和7年11月12日付「資料請求について（回答）」（事実証明3）にて「交付規則第10条第1項に規定する世帯数に変更があった時の様式はありません」と回答している。
 - ② また①の回答に併せて「報告は提出日、団体名、会長名、変更後の世帯数が記載されたものであれば、任意様式でも受け付けます」と、市は回答している。
この回答は、「交付金を支給する側の市の様式」に代えて、それを「受給する側の自治会の任意様式」でも良いとすることは、本末転倒の誤った行政措置です。

- ③ しかも①の回答では、その「任意様式」の実績も、令和3・4・5年度の3年間で1件と、限りなくゼロの実績です。

このことは「交付規則」で定める「世帯数の変更」に関する手続がないまま「自治会等交付金」と「会長等報償金」が支給されていたことになります。「交付規則」第10条違反は、明白です。

- ④ 「世帯数の変更」の把握は、近年の自治会加入率が減少傾向にある中、「野田市自治会等交付金」の支給に当たって重要な算定基礎であり、かつ手続です。

それは「野田市自治会長等報償金」の支給対象である野田市内自治会と文書配布団体等386団体における支給対象人数（414人）にも直結しており、それを勘案すると野田市自治会等交付金と野田市自治会長等報償金の合計は、令和7年度で41,554,632円に達します。

- ⑤ 「交付規則」第10条第2項「会長等の変更」にかかる「別に定める様式」においても、以上述べた「世帯数の変更」と同様、違法不当に該当します。

- ⑥ 野田市は、「交付規則」第10条の手続である自治会が申請すべき「世帯数の変更」と会長等が申請すべき「自治会長等の変更」にかかる「定める様式による市長への届け」がない状態で「野田市自治会等交付金」及び「野田市自治会長等報償金」を無審査で支給してきた事になります。

- (2) 以上により野田市内自治会に交付された令和7年度「野田市自治会等交付金」16,512,000円及び文書配布団体を含む市内自治会に支給した令和7年度「野田市自治会長等報償金」25,042,632円は、「交付規則」第10条の適正手続を踏まえず、違法不法に支給されたものであることは明らかである。

これら金額は、「交付規則」第10条で定める「世帯数変更」の申請手続全体の瑕疵に基づくものであるから、「増減した金額」は考慮に入れない事が妥当と判断する。

「会長等の変更」にかかる手続きの瑕疵についても、同様と判断する。

また、「交付規則」第14条「市長は、偽り、その他不正の手段により交付金若しくは報償金の交付決定を受け、又は交付金若しくは報償金の交付を受けたものがあるときは、当該交付金若しくは報償金の交付決定を取消し、又は既に交付した交付金若しくは報償金の全部若しくは一部を返還させることができる」により、令和7年度「野田市自治会等交付金」の総額16,512,000円と令和7年度「野田市自治会長等報償金」の総額25,042,632円との合計金額41,554,632円を求めることが出来るにもかかわらず、違法不当に怠っていることが明らかである。

3. 損害額

令和7年度「自治会等交付金」総額と令和7年度「自治会長等報償金」の総額とを合わせた金額41,554,632円が損害額となる。（以下、「本件損害額」という）

4. 求める措置

(1) 野田市監査委員は、野田市長に対して本件損害額の補填を勧告することを求める。

(2) 野田市監査委員は、野田市長に対して「自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則」における「自治会長等報償金」の市報等配布にかかる報償金の支給制度の抜本的改正を含めた「適正なる支給手続」の実施を勧告すること。

「交付規則の抜本改正」とは、ただ単に市が定める形式的な「様式の作成」の勧告では済ませず、自治会が申請する「世帯数の変更」に関してはその変更を証する会員の「入会・脱会」の登録に基づく会員名簿を、「会長の変更」に関しては「自治会役員選挙管理委員会（仮称）」が証する認定書の提出を義務付けること等を含みます。

また、「会長の変更」に関しては、無投票当選による「再任」にも適用すること。その理由は、本件請求にかかる重要な参考事例となった自治会の場合、自治会設立以来数10年間会長選挙は行われず、再任の手続もない自治会長職のたらい回し人事で特定の会長が10年間前後、会長等報償金を独占的に受給し続けてきた事実があります。

なお、4月現時点において、野田市は「交付規則」の改正に向けた作業に取り組んでいるところであり、野田市民のパブリックコメント募集を予定しているとのことです。

3 請求人の提出証拠（事実証明書）（省略）

事実証明書1：自治会等交付金、支出負担行為決議票及び支出命令決議票における第一次交付決定・第二次交付決定・第三次交付決定

事実証明書2：自治会長等報償金、支出負担行為及び支出命令決議票における第一次交付決定・第二次交付決定

事実証明書3：令和7年11月12日付「資料請求について（回答）」

4 請求の受理

本件請求は、令和8年5月1日付けで提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の趣旨から、野田市長が令和7年度において行った「野田市自治会等交付金」及び「野田市自治会長等報償金」の合計41,554,632円の支出は、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかについてを監査の対象事項とした。

なお、求める措置の『(2) 野田市監査委員は、野田市長に対して「自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則」における「自治会長等報償金」の市報等配布にかかる報償金の支給制度の抜本的改正を含めた「適正なる支給手続」の実施を勧告すること。』については、法第242条第1項に規定する住民監査請求を請求することができるときのいずれにも該当しないことから、監査の対象事項から除外した。

2 監査対象部課

市民生活部市民生活課を監査対象部課とした。

3 関係職員の資料の提出及び陳述

法第199条第8項の規定により、関係職員に関係書類の提出を求め、令和8年6月3日に陳述の聴取を行った。

(陳述の聴取出席職員) 市民生活部長、市民生活課長、市民生活課長補佐兼防犯安全係長、市民生活課コミュニティ係長

4 請求人の証拠提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、令和8年5月15日に陳述に代えて書面(意見陳述書)の提出により、補足説明がなされた。

(1) 新たな証拠の提出はなし

(2) 陳述の要旨

(以下ほぼ「陳述書」原文のまま掲載)

はじめに

今回の監査請求は、「自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則(以下、「交付規則」)」第10条の「定める様式」の不在を第一の理由としますが、それに対応する市の行政措置が市民にとって信じ難い「交付規則」違反の実務的対応があり、加えてその「違法不当」な行為が「交付規則」制定以来27年間継続してきたことにあります。詳細は、監査請求における「違法不当とする理由」に述べたとおりです。

改めて現行「交付規則」を読み解くと、いくつかの深刻な疑問に突き当たります。この「交付規則」の主たる目的と手続の矛盾は、同規則第3条～5条の3つの条文に集約されています。そこには野田市報等を配布することで支給される「会長等報償金(以下、報償金)」が市報等を配布しない自治会長にも支給され、それが合法とされている事です。

その場合、実際に市報等を配布する人には「報償金」は支給されません。この仕組みは社会的常識から明らかに逸脱しており、社会的正義と市民感覚から到底容認できません。

今必要なことは、現行「交付規則」が制定される27年以前の「自治会等交付金」の行政措置の実態と現行「交付規則」の制定当時の立法趣旨が、明らかにされることです。

昨年12月、野田市・市民生活課コミュニティ係担当者にそれに関する資料請求を求めたところ、担当者は「(27年前は)委託契約でやっていたと聞いている。当時の資料は残っていない。現行「交付規則」の制定趣旨等の資料も残っていない」との返事でした。

それだけに現行「交付規則」の矛盾は、その立法趣旨の「闇」に起因しているものと考えざるを得ません。そのように考えなければ、ここまで露骨に社会的正義に反し市民感覚からかけ離れた現行「交付規則」が制定されるはずはありません。

今回の監査請求の事案は、現行「交付規則」の一部改正又は修正では解決できません。

まず「報償金」のあるべき制度としての立法論的議論を行うことから始めることが、必要不可欠と考えます。

以上の趣旨を踏まえて、更にその詳細を述べたい。

第一．現行「交付規則」の制度的な疑問と矛盾

1 「市報配布しない自治会長職個人に報償金を支給する」という絶対的矛盾

「交付規則」第3条第2項は、「交付対象の事務」として「自治会長等に対する報償金」の交付対象として（１）と（２）を提示しています。その算定式は、第7条の「世帯数×600円」です。その（２）については市民生活課「資料請求について（回答）」（令和7年11月12日付）によると、「例えば市が主催する自治会長会議への参加や防犯灯に関する要望など、市との連携全般などが考えられます」とあります。

しかし、それは自治会長固有の事務ではなく、当然会長等報償金の算定式にも一切考慮されていません。それだけに市報等を配布しない会長に、「報償金」を支給する無理筋が露呈されることになります。

すると（１）の業務を会長が行わず班長等が行っている場合、会長等に報償金を支給する矛盾が、更に明確になります。

結局、第3条第2項は、「報償金の支給先は、自治会長ありき」の条文になっています。まるで野田市が、任意組織である自治会長に「個人手当」を支給しているようで、会長等報償金支給の目的が皆目わかりません。

市は事あるごとに、私たちに「自治会内部には関与しない」と発言してきました。これでは任意組織である自治会の「自主性」に対する、野田市の「社会的な不当介入（関与）」に該当すると思われます。

2 1で述べた「交付規則」の制度的矛盾は、同4条・5条において更なる矛盾を重ねています。「規則」4条（補助員の設置は、会長の任意裁量）では、「自治会長等補助員の設置」として、1～3まで「補助員」の設置、人数は、全て自治会長等の「裁量」に委ねられています。義務事項ではありません。

例えば「自治会長が市報等を配布しない、班長等が配布している」実態下において自治会長が「自治会長等補助員を置かない」と決めれば、その補助員の設置届義務はなく、そのまま「報償金」の支給先は「自治会長」になります。

つまり市報等配布の報償金は「市報等を配布しない自治会長に支給される」仕組み（合法）になっているのです。「交付規則」第5条は、補助員設置の実績は、ほぼゼロであることから意味をなさない条文であることが明らかです。その実績の根拠は、市民生活課・資料（令和6年野田市の補助員設置状況一覧）によると、市内402自治会等のうち自治会長等補助員を設置している自治会はわずか9団体の約2%です。この事実によって「交付規則」第4条・第5条は、事実上機能不全状態であることがわかります。

こうして市内の大半を占める（市報等を配布しない）自治会会長は、「報償金」を正々堂々と個人的に受給することになり、多くの市民はその実態を知らされていません。

3 「交付規則」第10条の「世帯数の変更」と「自治会長等及び補助員の変更」の「別に定める様式」は、「交付規則」制定以来27年間、当初から存在していませんでした。

市民感覚からすると驚愕すべき事実です。

① 「市報等の配布」業務は、自治会会員である市民の協力なくしては不可能です。

② 市内自治会及び会長等への交付金と報償金の年間合計金額は、約41,554,632円です。（令和7年度の市内「会長等報償金」の総額25,042,632円と令和7年度の市内自治会の「自治会等交付金」の総額16,512,000円を合計したもの）

4 「交付規則」第12条「市長は前条の規定による申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし～」とありますが、その「適合性判断」は事実上不可能です。同規則第10条の「別に定める様式」もなければ、市はその事実を証する書類の提出を求めているからです。

5 「交付規則」第14条では「交付決定等の取消等」を定めていますが、1～4の事項を勘案すれば、同規則第14条で定める「偽りその他不正の手段」と判定される可能性はほぼありません。その理由は、市はそうのように判定される前提条件（判定に必要な文書の提出）を求めています。

第二. 本件監査請求における損害額を、第一の3の②の41,554,632円としたのは、次の理由によります。

本来私たちが居住する地域の実例をもって、本件監査請求にかかる損害額を算出し執り行う事としていました。

それは当該自治会・会長と執行役員たちの自治会運営のもと、野田市内でもまれな反民主的独裁的自治会運営（会員の権利である総会での審議・議決権などを認めず、役員選挙規定がなく会長等のたらい回し人事が数十年間続き、コンプライアンス違反等）がなされ、会員の改善要求をも一切耳に入れない自治会の運営実態でした。

そうした中、当該自治会が受給する「自治会等交付金」と自治会長の「会長等報償金」の総額を被害総額として今回の監査請求をする予定でした。しかし、その損害額を算出するのに必要な資料請求を市民生活課に提出したところ、市民生活課は「資料請求について（回答）」（令和8年2月19日付）にて、「資料を提供することはできません」との拒否回答でした。その結果現時点で把握できる市内自治会全体の「交付金」と「会長等報償金」の総額としました。これによって本件監査請求の趣旨は変わらないと考えます。

第三. 私たち野田市民は、「自治会本来の姿」を取り戻したいと願っています。

今日一般社会に存在する自治会は、通常の場合地縁組織であり任意組織として社会的に認知されますが、その組織の成立にかかる直接的な法規範はありません。

しかし一般的な自治会は自治会規約を作成し、その規約に従って会員から入会金や年会費を徴収し、自治体からはその自治会活動の援助や行政との協働関係等

から様々な補助金・交付金・報償金等（市民の税金等公金を財源）を受け取っています。

それだけに任意の組織とはいえ、自治会には社会的公的組織としての社会的責任が発生しています。

法律や裁判判例等のコンプライアンス、自治会規約等の遵守も当然の義務です。

今日の日本社会の常識的な社会的規範が当然のものとして自治会運営がなされていれば、今回のような「住民監査請求をしなければならない事案」は発生しませんでした。

市内には「報償金」を受け取った自治会長が、それを自治会会計に算入して会員の親睦や福利活動等に活用している自治会があります。他方、こうした良心的な自治会運営に反する自治会運営の悪しき実例を、私たちは度々耳にします。その中には刑事法に触れる事案もあります。

「市報等を配布しない自治会長」が「報償金」を独占的に受給している自治会ほど多くの市民・会員からの不評・苦情が寄せられ、「野田市が支給している会長等報償金はその自治会運営に悪影響している」との声も出ています。

「自治会と野田市との関係」は対等です。「市民と市との関係」及び「会員と自治会」との関係も同様です。これら対等であるべき三つの関係の一角に、今回の「監査請求」にかかる事案が何らかの影響を及ぼしているとしたら、事は重大です。

それだけ野田市には、あらぬ疑念を市民に受け取られないよう心して今回の監査請求の事案に対して、誠実に向き合うことを希望しています。

最後に

私たち野田市民は野田市に対して、現行「交付規則」における「会長等報償金」支給制度の公正かつ適正な抜本的改正を強く要望します。

現行「交付規則」の制度的欠陥と矛盾は、明白です。もともとこの「交付規則」の制度設計には、無理がありました。それ故に当初から「交付規則上の手続」と「実務上の扱い」との間に大きな乖離が、今日まで27年間放置され継続されてきました。

「交付規則」の制度的解決を、この「監査請求」を起点として実現して頂きたい。

今回提起した「監査請求」の事案は、近隣自治体でも極めてまれなケースと思われます。これ以上、野田市特有の悪弊・慣行を続けることは、決して容認できません。

この改正作業には、利害関係者を除いた「有識者及び市民」を含めた「交付規則改正検討委員会（仮称）」を設置し、改正「交付規則」の素案を市民に提示すべきです。

なおその場合、一番の利害関係者である野田市民の声を、パブリックコメント条例の精神に即した募集手続を実施した上で、成案とすることを強く要望します。

野田市には、社会的正義にかなった公正かつ適正な「報償金」支給制度の成案を、一刻も早い時期に野田市民に提示すべき責任があります。以上

5 監査対象部課の主張

請求書記載の請求の要旨に関する見解

本件請求人（以下「請求人」という。）は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成１１年野田市規則第２４号。以下「規則」という。）に基づき令和７年度に交付した自治会等に対する交付金及び自治会長等に対する報償金について、規則第１０条第１項及び第２項の規定による様式の定めがないことから、同条の適正手続を踏まえず、違法不法（請求書に記載のまま）に支給されたものであると主張している。

まず、申請書等の様式を定める趣旨は、原則として申請者の便宜を図ることである。このため、変更の申請の様式の定めがないことをもって違法又は不当な交付とはならない。

次に、規則第１１条第２項に定めるとおり、規則に基づく交付金及び報償金の交付の申請は毎年度１０月１日からとなり、交付金及び報償金を算定する基準日は毎年度６月１日（規則第９条第１項）であることから、規則第１１条第１項の申請書に記載された当該自治会等の世帯数の変更は原則としてないものであることから、令和７年度に規則第１０条第１項の規定による変更の報告がないことをもって違法又は不当な交付とはならない。

最後に、申請書の提出後に自治会長等又は補助員に変更があった場合は、規則第１０条第２項の規定による変更の報告ではなく、当該変更を反映した規則第１１条第１項の申請書を改めて提出していただき、報償金の額の算定に適切に変更を反映している。このため、令和７年度に交付した報償金に違法又は不当な点はない。

以上のとおりであるから、令和７年度に交付した自治会等に対する交付金及び自治会長等に対する報償金について、違法又は不当な点はなく、請求人の主張に理由はない。

なお、規則に関するお問合せを頂いた方々に対しては、規則の規定と運用に齟齬があると認識していること、及びより良い制度とするための制度設計の案を作成し、野田市自治会連合会と協議の上で修正し、パブリック・コメント手続を実施して広く意見を募集して修正した上で、改正規則を制定したいと考えていることを伝えており、現在、市民生活課において制度設計について検討している。

（添付資料）（省略）

・野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則

第３ 監査の結果

１ 事実関係の確認

（１）野田市ホームページに掲載されている「自治会」について

自治会は、近所同士の親睦や交流を通じて連帯感を培い、その地域で起こる様々な課題を解決するために組織された市民団体である。

自治会の設立や加入は任意で、強制されるものではないが、地域の絆を育み、地域で支え合う社会を作るために、一人でも多くの世帯が加入していただくことが重要で、市は自治会への加入を奨励している。

（２）交付金及び報償金の交付手続について

① 令和７年度の交付金及び報償金の交付を受けようとする自治会等並びに自治会長等及び補助員は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成

11年野田市規則第24号。以下「規則」という。)第9条の規定により、交付金及び報償金を算定する基準日である6月1日現在の世帯数を算定し、規則第11条の規定により、市長に対して、令和7年10月1日から10月末日までに野田市自治会等交付金交付申請書又は野田市自治会等報償金交付申請書(以下「交付申請書」という。)の提出を行った。

- ② 市長は、規則第11条の規定により自治会等から提出があった交付申請書及び規則第11条第2項ただし書の規定により、①の期間外である交付申請書についても受理して、これらによって世帯数を把握し、交付金については、第1次分を令和7年11月10日に、第2次分を同年12月8日に、第3次分を令和8年2月6日に、規則第12条の規定により交付の決定をした。

また、報償金については、第1次分は令和8年2月12日に、第2次分は同年3月9日に、規則第12条の規定により交付の決定をした。

- ③ 市長は、交付金については、規則第13条の規定により第1次分15,057,200円を令和7年11月28日に支出し、また、規則第13条ただし書の規定により、第2次分1,175,600円を同年12月24日に、第3次分279,200円を令和8年2月24日に支出した。

報償金については、規則第13条の規定により第1次分24,967,488円(控除額込み)及び第2次分75,144円(控除額込み)を令和8年3月31日に支出した。

- (3) 自治会等交付金及び自治会長等報償金の交付に関する規定

野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則

(平成11年野田市規則第24号)

(目的)

第1条 この規則は、市内の自治組織等を支援することによりコミュニティ活動の推進を図るとともに、行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めるため、自治会等に対する交付金の交付に関し必要な事項を定めること、併せて、自治会長等が行う本市の広報紙、行政資料の配布協力や市との連絡調整事務に対する報償金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし活動している団体であると市長が認めた団体をいう。
- (2) 自治会長等 それぞれの自治会等において住民により選出され、当該自治会等を代表する者をいう。

(交付対象の事務)

第3条 自治会等に対する交付金(以下単に「交付金」という。)の交付対象は、自治会等の事務のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) コミュニティ活動の推進

- (2) 行政情報の連絡及び行政協力
- (3) その他市が依頼する事務
- 2 自治会長等に対する報償金(以下単に「報償金」という。)の交付対象は、自治会長等の事務のうち次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本市の広報紙、行政資料の配布
 - (2) 市との連絡調整事務(自治会長等補助員の設置)
- 第4条 自治会長等は、必要と認める範囲において、前条第2項各号の事務を補助させるため、自治会長等補助員(以下「補助員」という。)を置くことができる。
- 2 補助員の人数は、必要と認める範囲において、当該自治会長等が定めるものとする。
- 3 補助員の任期は、年度単位で当該自治会長等が定めるものとし、再任されることを妨げない。
(補助員の設置届)
- 第5条 自治会長等が補助員を置くときは、あらかじめ野田市自治会長等補助員設置届を市長に提出しなければならない。
(交付金の額)
- 第6条 市長は、自治会等に対して、当該自治会等の世帯数に400円を乗じて得た額を交付金として毎年度交付する。
(報償金の額)
- 第7条 市長は、自治会長等に対して、次条に定める場合を除き、当該自治会等の世帯数に600円を乗じて得た額を報償金として毎年度交付する。
(報償金の額の特例)
- 第8条 市長は、自治会長等が第4条の規定により補助員を置いた場合は、当該自治会等の世帯数のうち、自治会長等及び補助員が各々担当する世帯数に600円を乗じて得た額を報償金として、それぞれの自治会長等及び補助員に対して毎年度交付する。
(交付金等の基準日)
- 第9条 交付金及び報償金を算定する基準日は、毎年度6月1日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日後に自治会長等又は補助員の変更があった年度の報償金については、6月1日の自治会等の世帯数により、自治会長等又は補助員であった期間に応じ按分して、それぞれに交付するものとする。
(変更の報告)
- 第10条 自治会長等及び補助員は、世帯数に変更があったときは別に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 次条の交付申請に係る自治会長等又は補助員に変更があったときは別に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない。
(交付申請)
- 第11条 交付金及び報償金の交付を受けようとする自治会等並びに自治会長等及び補助員は、野田市自治会等交付金交付申請書又は野田市自治会長等報償金交付申請書により、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請期間は、毎年度10月1日から同月末日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(交付の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし、その旨を野田市自治会等交付金交付決定通知書又は野田市自治会長等報償金交付決定通知書により、申請者に通知する。

(交付時期)

第13条 交付金及び報償金の交付時期は、交付金については11月末日までとし、報償金については翌年の3月末日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(交付決定等の取消等)

第14条 市長は、偽り、その他不正の手段により交付金若しくは報償金の交付決定を受け、又は交付金若しくは報償金の交付を受けたものがあるときは、当該交付金若しくは報償金の交付決定を取消し、又は既に交付した交付金若しくは報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 判断

本件請求は、自治会等交付金及び自治会長等報償金の交付に当たり、規則第10条及び第14条に規定する事項を適正に行っていないことから、本件支出は違法不当であると主張して、市長に対し損害額41,554,632円の補填を勧告することを求めるものである。そこで、規則第10条及び第14条に規定する事項を適正に行っておらず、本件支出は違法又は不当なものに該当するかについて検討する。

(1) ①から④までの主張について

請求人は、規則第10条第1項に規定する世帯数に変更があったときの様式がないこと、様式は、自治会等が作成する任意様式でも市が受け付けること、世帯数の変更の実績が限りなくゼロであることから、規則で定める世帯数の変更に関する手続がないまま、交付金及び報償金が支給されていたことになる。また、世帯数の変更の把握は、交付金及び報償金の支給に当たって重要な算定基礎だと主張している。

交付金及び報償金の算定にあたり必要となる世帯数は、規則第9条第1項の規定により毎年6月1日を基準として、規則第11条第1項に規定する交付申請書に記載された世帯数をもって把握していること、そして交付申請書の提出は基準日である6月1日より後であることから、変更は原則として生じ得ない制度となっており、また、具体的に、変更しなければならない世帯数（誤った世帯数）による申請並びに決定及び支給があったとの主張はなく、現にそのような事実も認められない。したがって、世帯数の変更に関する違法又は不当な支出は認められない。

(2) ⑤の主張について

請求人は、規則第10条第2項に規定する会長等の変更に係る様式の不存在においても、世帯数の変更と同様に違法不当であると主張している。

市民生活課では、規則第11条第2項に規定する交付申請書の提出後に、自治会長等又は補助員に変更があった場合は、当該変更を反映した規則第11条第1項の交付申請書の提出を求めて報償金の額の算定の反映を行っているという運用があることから、自治会長等又は補助員に変更があった場合であっても、当該変更は適正に報償金に反映されていると認められ、具体的に、変更しなければならないにもかかわらず変更がなされていない申請並びに決定及び支給があったとの主張はなく、現にそのような事実も認められない。

したがって、自治会長等又は補助員の変更に関する違法又は不当な支出は認められない。

- (3) ⑥の主張、規則第14条の手続を適正に行っていないとの主張並びに意見陳述書における交付規則第12条の「適合性判断」は事実上不可能との主張について

請求人は、交付規則第12条の「申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし」について、規則第10条の「別に定める様式」もなければ、市はその事実を証する書類の提出を求めているから、「適合性判断」は事実上不可能である。自治会が申請すべき「世帯数の変更」と、会長等が申請すべき「自治会長等の変更」に係る様式の提出が市長へなされていない状態で、交付金と報償金を無審査で支給してきたことになることから、これらの変更の瑕疵に基づく支給については、規則第14条の規定により返還させるべきであると主張している。

規則第11条において、申請書への添付書類を求めていることから、規則第12条の内容の審査とは、申請者が自治会長等となっているか、6月1日時点の世帯数が記載されているか、交付申請額は正しい額となっているかという審査であると解釈することができ、「規則第10条の「別に定める様式」もなければ、市はその事実を証する書類の提出を求めている」とのこともって違法又は不当な支出とは認められない。

そして、前記(1)及び(2)で述べたとおり、請求人が主張するような変更に関する違法又は不当な支出の事実も認められないことから、規則第14条の規定を適用しなければならない事実も認められない。

したがって、違法又は不当な支出は認められない。

- (4) 本件交付金及び報償金の支出に係る事務処理について

市民生活課において、規則の規定と運用に齟齬があると認識しており、より良い制度設計の案を作成しているとのことであるが、本件監査の対象とした事務処理において、違法又は不当な支出の事実も認められず、規則の規定と運用に齟齬があることによって違法又は不当な支出となることは認められない。

- (5) 上記のほかの意見陳述書における本件支出は違法又は不当なものに係る補足主張（自治会長等報償金が市報等を配布しない自治会長にも支給され、それが合法とされていることは社会常識から明らかに逸脱しているとの主張）について

規則第3条第2項の自治会長等に対する報償金の交付対象事務の規定は、自治会長等報償金の交付対象事務を市報等の配布に限定しておらず、同項第2号を規則第1条の目的から解釈すれば、自治会長等報償金は、当該団体のコミュニティ活動を推進し、行政への協力などをするに当たり、当該団体の内部を調整する自治会長等

への報償であるから、市報等の配布を自ら行わない自治会長に自治会長等報償金が交付されたことをもって違法又は不当な支出となるとは認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

4 要望

市政を円滑に進めていく上で、自治会や自治会長等が果たす役割は非常に大きく、平素の活動に尽力されていることに敬意を表するものではあるが、これらの活動のために交付する交付金及び報償金は公金であり、厳正な事務処理が求められることはいうまでもない。

しかしながら、本件のように規則の規定と運用の齟齬が市民の疑念や誤解を誘発する要因となっていることを関係部課は十分に認識していただきたい。

市民生活課においては、現行の規則を見直し、より良い制度とするための制度設計の案を作成していくとのことであるが、野田市自治会連合会と十分に協議を行い、市民の疑念や誤解を招くことのないように制度を見直し、かつ、厳正な事務処理に努めることを要望する。